

望月社会保険労務士事務所

代表・特定社会保険労務士 望月 正也

e-mail info@mo-mochizuki.com

tel 029-875-4326 fax 029-875-4371

今日は、朝から「嵐」が5月31日の東京ドームライブをもって解散した事が大々的なニュースとして各TV局から報じられていました。昨日は、サッカーの日本とアイスランドの親善試合があり、ワールドカップへ向けての最終戦だったので、てっきりこちらが大々的に報じられるものと思っていたので、結構驚いた次第です。そう言えば、私の姪っ子などは東京に住んでいながら「嵐」の最後のツアーチケットが福岡の会場で取れたと言って狂喜乱舞してたのを思い出しました。ツアーを観るため福岡に行った後でうっかり「コンサートどうだった？」などと地雷を踏んだ結果、延々とそれについて話されて辟易したのも同時に思い出しました。「嵐」って、凄いなだと記憶と共に再認識した朝でした・・・。

「社会保険適用拡大特設サイト」がリニューアルされました

厚生労働省は4月1日、社会保険（厚生年金保険・健康保険）の適用拡大について情報提供を行う「社会保険適用拡大特設サイト」をリニューアルしました。令和7年年金制度改正の内容を反映したもので、リニューアルしたサイトを活用し、制度への理解促進を一層図っていくとしています。

1. 適用拡大のスケジュール

社会保険の適用拡大は段階的に設定されており、対象企業は従業員数に応じて次のように拡大していきます。

- ・51人以上：適用済み
- ・36～50人：令和9年10月施行
- ・21～35人：令和11年10月施行
- ・11～20人：令和14年10月施行
- ・10人以下：令和17年10月施行

また、従業員に関する要件は、令和8年10月以降「所定内賃金が月額8.8万円以上」という要件が撤廃され、「週所定労働時間20時間以上」で「学生でない」パート・アルバイト等の短時間労働者は、加入対象となりますので、現状51人以上の会社も適用条件については注意が必要です。

2. 実務担当者および従業員向けの広報資料を刷新

対象別のニーズに合わせたコンテンツが大幅に改修されました。

(1) 事業主・人事労務担当者向け

社内準備を支援する「社会保険適用拡大ガイドブック」や「社会保険適用拡大のこんなとき！どうする？手引き」、最新の周知用チラシなどが掲載されています。

(2) 従業員向け

加入メリットを解説するチラシや「社会保険加入を考える3ステップ」、QA集が用意されています。また、将来の年金額を試算できる「公的年金シミュレーター」も利用可能です。

(3) 社会保険適用拡大に関する解説動画

制度の趣旨を迅速に理解できるよう、ショート動画や5分動画が新たに整備されました。

社会保険料の負担が重いので、パート・アルバイトを雇用している会社も多いと思いますが、徐々に適用拡大が行われ、令和17年10月以降は、現状雇用保険に入る（令和10年10月以降は、週10時間以上で雇用保険加入に改定）けど社会保険には入らないというカテゴリーの労働者も社会保険に加入することになりますので、会社の体力の向上も必要ですね。

【参考】

社会保険適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>

「社会保険適用拡大特設サイト」をリニューアル

https://www.mhlw.go.jp/stf/tekiyoukakudai_00005.html